

令和6年11月13日

最終改正：令和8年3月13日

## 1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により、九州大学（以下「本学」という。）で雇用する日本学術振興会特別研究員—PD・RPD・CPD（以下「特別研究員—PD等」という。）について、以下のとおり育成方針（以下「本育成方針」という。）を定める。

## 2. 目標

特別研究員—PD等が自由な発想に基づき主体的に研究に専念できる環境を整備し、我が国の学術研究の将来を担う、創造性に富んだ優れた若手研究者の育成を目指す。

## 3. 目標を達成するための具体的な取組

### (1) 自らの研究に安心して打ち込める研究環境の確保

- ・本学の就業規則等に基づき、特別研究員—PD等を本学職員として雇用
- ・研究遂行に必要な学内施設、共用研究機器・設備等の利用機会の提供

### (2) 若手研究者を対象とした研究支援制度の実施

- ・学内研究支援制度による研究支援

### (3) 研究費獲得の支援

- ・学内説明会や申請書レビュー等の研究費獲得のための学内支援プログラムの提供
- ・研究費の公募等にかかる情報の提供

### (4) 研究者に求められる服務・倫理規範の習得に資する研修等の実施

- ・研究倫理教育、研究不正行為の防止、利益相反マネジメント、安全保障貿易管理、ハラスメント防止等にかかる研修等の実施

### (5) 研究交流機会の提供

- ・本学や他の研究機関等に所属する多様な研究者との研究交流の機会を提供

### (6) ダイバーシティの推進

- ・出産・育児・介護等のライフイベントと研究活動の両立に配慮した環境整備の推進
- ・ライフイベントと研究活動の両立を支援する学内支援制度の実施

### (7) その他、特別研究員—PD等の育成に資する各種取組の実施

## 4. 留意事項

本育成方針は、我が国の学術研究環境の変化や、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### 附 記

本育成方針は、令和7年4月1日から実施する。

### 附 記

本育成方針は、令和8年4月1日から実施する。